

## 交際費等に関するお願い

### 【交際費の税務上の取扱い】

平成 25 年税制改正では、交際費等の定額控除限度額が年 600 万円から年 800 万円までに増額されました。

また、600 万円までの交際費の内、10%は損金の額に算入しないとされていましたが、この制度は廃止となりました。

つまり、法人が支出する交際費等（一人当たり 5000 以下の飲食費等は除きます。）は、原則として全額損金不算入ですが、中小法人では、年 800 万円までは全額損金算入が可能となりました。（なお、中小法人とは、期末資本金の金額が 1 億円以下の法人を指します。）

平成 26 年税制改正では、以下の点が見直されました。

交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%を損金算入ができる  
（社内接待費は除く）

\* 中小法人では、800 万円の定額控除額と飲食費の 50%のどちらか有利な方の選択ができるようになっています。

### 【帳簿作成及び入力処理の注意点など】

#### ① 交際費との区分が曖昧になりやすい科目

- ・ 会議費（会議に関連して通常要する費用）
- ・ 福利厚生費（従業員への慶弔費、社員旅行などの費用）
- ・ 手数料（契約に基づく情報提供料など）
- ・ 広告宣伝費（カレンダーなどの広告用物品の贈与）

#### ② 伝票及び出納帳への記入要項（入力処理も同様）

- ・ 勘定科目
- ・ 支払先名（正式名称、フルネームで）
- ・ 支払内容（接待に、商談、打合せ、他どんな内容の飲食代なのか）
- ・ 相手氏名（例：A 社〇〇部長、得意先〇〇氏、従業員〇〇）
- ・ 人数合計（例：A 社〇〇部長他 3 名）

以上、その支出の実体を問われる可能性もありますので、上記内容を明確に記載し、それぞれのケースに応じた説明資料（会議の内容を記載した書類、従業員慶弔規定、情報提供の契約書、社員旅行日程表など）の準備が必要です。

税理士法人みらい

TEL 042-422-7440

FAX 042-421-8345

Web <http://www.tax-mirai.or.jp>

E-mail [info@tax-mirai.or.jp](mailto:info@tax-mirai.or.jp)